

# 「採用前提」 臨時雇用員の不当解雇を許さない



84. 1. 30

No. 1551

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

## 国鉄労働者の生首を切る攻撃の突破口

千葉局は、二年間も「採用前提」で働いてきた四〇名の臨時雇用員の諸君を、二月一日付で解雇しようとしています。

いたん「合格通知」を出して採用しておきながら、手前勝手な都合で一方的に解雇するという暴挙は断じて許すことができません。

### 「新採停止」で不当な扱いをうけた 二一〇名の「合格者」

この問題は、一九八二年七月に出された臨調の「新採停止」の答申を受けた国鉄本社が、八三年度以降の新規採用停止を決定したことにより、すでに千葉局の八二年度採用試験に合格していた二五〇名のうち、正式に採用された四〇名を除く二一〇名の扱いをめぐり、二年間にわたって焦点化してきたものです。

勤労千葉は、不法不当な「採用停止」に抗議し、再三にわたり合格者を採用するよう要求してきましたが、千葉局はこのうちの希望者一二〇名を、八三年一月に東京北局、新幹線総局などに振りわける措置をとりました。

しかし、あくまで千葉局での採用を希望し、当局の説得でやむなく民間会社に一時転職した諸君を除く四〇名の諸君は、今日まで臨時雇用員として営業等の現場でがんばりぬいてきたのです。ところが千葉局は、八四年度の新採が凍結されたこと、人件費が削減されることを理由に「解雇通告」をくり返し、八三年十月に「八四年二月一日付解雇」の最後通告を行つてきました。

### 国労が地調委へあつせん申請

これに対し、臨時雇用員諸君の大多数が所属する国鉄労働組合は、十二月一五日、公労委関東地調委に「早期職員化」を求めるあつせん申請を行いました。

計三回の事情聴取の結果、国労は「合格通知」の有効性について当局から感触をえたこと、及びあつせん員口頭勧告に示された「臨時雇用員の今後の生活設計、再雇用時の待遇及びこれらに関する諸問題について、早急に本問題を解決するよう誠意をもつて協議されたい」内容を当局に完全に守らせることに重点を置く、ということでこれを受け入れました。

これにより、当局は一月一八日に「二月一日付で解雇」の「解雇予告」を行つてきました。

### 「先取り採用」の責任は当局にある

千葉局は「採用通知」を出し、国鉄労働者として働くことの喜びに胸をふくらませていた青年達に、自宅待機や民間会社への転職を強制し、彼等の純心な気持を無残にふみにじつたのです。そして、わずかに職場に配属した諸君を二年間も臨時雇用員という不安定の身分のまま、八万円足らずの低賃金でこき使つたうえで、要員が足りると「本社から金がおりないからやめてくれ」と職場から放り出そうとうのです。

われわれは、労働者を虫ケラのように扱う当局のやり方を決して認めることはできません。

そもそも、臨調答申をはじめとする「国鉄」攻撃の中で、千葉局の「先取り採用」をブル新を使って社会問題化させ、そのことをもつて本社は、八二年度採用枠をもとりやめたのです。

当局は自らの要員需給展望の甘さから慢性的な要員不足を生み出し、千葉局独自の夏季輸送や特退の欠員を補充するために「先取り採用」を行つてきたのであり、十数年来の既成事実として本社も認めてきたことです。

仮に、百歩譲つても「新採停止」は八三年度からであり、千葉局の八二年度採用枠の残り一三〇名は当然採用すべきであります。

今回の臨時雇用員の「解雇」は、運転職場ではないからといって決して見過ごすことはできません。現在、全国的に臨時雇用員の生首切りが始まっています。これは国鉄二〇万人台体制をめざす当局が、度重なる合理化によつて多くの過員を生み出し、本工＝国鉄労働者の生首を切るために臨時雇用員を突破口にしたものであり、絶対に許すことはできません。

われわれは、当局に対し臨時雇用員の「解雇」撤回と、直ちに職員として採用することを要求するものです。